

石川県中央会 会報

No.1

目 次

巻頭ゼミナール

- ◆「商店街はなぜ衰退したか ～アニメから考える消費者の変化」
日本福祉大学経済学部 助教授 中村智彦氏 2
- ◆「NPO ラジオ局 非営利セクターを考える（その1）」
有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野雅男氏 5

トピックス

- ◆春の叙勲・褒章受章の方々 7
- ◆信用補完制度の見直しについて（石川県信用保証協会）.....8
- ◆労働時間等設定改善法がスタートしました！ 13

中央会事業だより

- ◆平成 18 年度 表彰式並びに第 51 回 中央会通常総会開催される..... 14
- ◆中央会役員のご紹介..... 15
- ◆中央会表彰式 受賞の方々 17
- ◆平成 18 年度 中央会事業について..... 20
- ◆平成 18 年度 中央会事務局組織図..... 28
- ◆第 6 回 中央会女性部通常総会開催される 29

中央会からのお知らせ

- ◆平成 17 年度 県内新設組合のご紹介 30
- ◆第 58 回 中小企業全国大会開催（東京都）のご案内..... 31
- ◆レディース中央会全国フォーラム in 石川 開催のお知らせ..... 31
- ◆65 歳雇用導入プロジェクト事業だより 32
- ◆県内の情報連絡員報告（4 月） 34
- ◆個別専門相談室開催のご案内 38
- ◆決算関係書類等の提出をお忘れなく 39

商店街はなぜ衰退したか ～アニメから考える消費者の変化 (日本福祉大学経済学部 助教授 中村 智彦氏)

大学の授業で、商店街の問題を取り上げる。まず、商店街の興りから、その盛衰、さらにはこれからのあり方や、まちづくりとの関連性など、話題には事欠かない。その中で、学生たちに一番受ける話を今回は書こうと思う。

それは、商店街は、どうして衰退してきたかの問題である。これには、様々な要因がある。もちろん、今、話題の「まちづくり三法」で取り上げられているように、郊外型の大型商業施設の増加も大きな要因の一つである。しかし、こうした郊外型大型商業施設が増加して、その要因には、私たちのライフスタイルの変化があるとは、考えられないだろうか。そこで、時代毎にアニメで考えたい。

国民的アニメである「サザエさん」でまず考えてみる。

磯野家の住まいは、世田谷区桜新町。いまや、普通のサラリーマンが一戸建ての家を購入するのは、難しい高級住宅地である。ここに、3世代同居で、平屋の戸建て住宅に住んでいる。また、庭もかなりの広さがあるが、駐車場はない。当然、自家用車も保有していない。母親であるフネと同居しているが、サザエは専業主婦であり、徒歩で買い物にでかける。酒屋の三河屋は、「勝手口」から台所に顔を覗かせて、「なにか御用はありませんか?」と問い、サザエは「ちょうど良い所に来てくれたわ、ウスターソースを一本持ってきてちょうだい」と答える。

さて、まず学生たちは、「勝手口」が理解できない。そして、なぜ酒屋にウスターソースなどを頼んでいるかも理解できないのだ。多くの学生にとって、酒屋や米屋が街中を配達に廻っている光景すら、思い起こせない。さらに驚くのは、この家の「おじいさん」と「おばあさん」である波平とフネの年齢である。実は、二人とも50歳代前半である。

こうした設定になっているには、もちろん訳がある。この漫画は、昭和30年代が舞台になっているからである。つまり、ここに描かれたライフスタイルは、40年以上前のものだ。

次に、昭和40年代中盤から後半を描いたものを紹介する。それは、「ドラえもん」である。

今度の舞台は、東京都練馬区周辺である。今度は、二世帯同居であり、二階建ての一戸建てである。しかし、やはりこの野比家にも、駐車場はなく、当然ながら自家用車はない。母親は、やはり徒歩で買い物に行くし、登場人物の一人であるジャイアンの家は商店街の八百屋である。

同じ頃の地方都市のライフスタイルを描いたものが、「ちびまる子」である。これは静岡県清水市が舞台であり、さくら家は三世帯同居で、二階建ての家に住んでいる。母親は、やはり徒歩で買い物に出かけており、自家用車はない。友人たちの中にも、商店街で商店を営む家庭がある。

この二つのアニメには、共通した場面がある。週末に「デパートに行く」ことになった時の子供たちの反応である。これは「サザエさん」では、もっと顕著なのであるが、「デパートに行く」のは、「おでかけ」であり、服装もいつもと違い、子供たちは大喜びをするのである。現在の大学生たちに、こうした子供の頃の記憶があるかと問うと、ほとんどの学生たちが「ない」と答え、多くの学生は「週末の買い物で楽しみだったのは、大型商業施設のフードコートやゲームコーナーだった」と答える。

では、ここ20年くらいのライフスタイルを描いているものかというと、一つは「クレヨンしんちゃん」である。野原家は、埼玉県春日部市に居住している。(実際に春日部市は、名誉市民として野原家を登録した。)春日部市は、東京都内から約1時間程度の通勤距離である。また、野原家は二世帯同居であり、戸建て住宅であるが、鉄道の駅まではバスを利用する。しかし、ここで今までのアニメとは違った特徴が出てくる。大きな特徴は、自家用車の所有であり、さらに専業主婦である母親「みさえ」も運転をするのである。普段は、自転車で安売りの店を探し、週末になると自家用車で大型店に家族で出かける。一方、都心居住を選択する家族もいる。アニメでは、「あたしんち」である。この立花家は、西東京市田無の5階建てマンションの3LDKに居住している。ただし、自家用車はない。母親は、普段は自転車に乗り、近所のスーパーを何軒も廻って安い商品を探して廻る。学生たちが、最も自分たちの

生活に似ていると答えるのは、この二つのアニメである。

さて、延々とアニメの話を書いてきたのだが、よくそれぞれを見て欲しい。商店街が衰退してきた理由が理解できないだろうか。それから、もう一点、なぜ東京都内では商店街が元気なのか。さらに、最後に高齢者に対するマーケティングについての誤りである。

まず、注意すべき点は、自家用車の普及である。「クレヨンしんちゃん」で描かれるように、1980年代以降、女性の自動車免許保有率と、自家用車保有率は非常に高くなっている。これは、団塊の世代も同様であり、それ以上の高齢者層においても高くなっている。しばしば、商店街を保護する理由として、交通弱者である女性や高齢者の買い物の場を守るためという説が出されるが、果たしてそれは正しいのだろうか。むしろ、運転のしにくい駅前など中心市街地は、女性や高齢者ドライバーにとって避けたい場所になっているのではないだろうか。イオンとダイエーが、命運を分けた理由は、前者が駅前を早々に見限ったのに対して、後者が最後まで駅前にこだわったことだ。郊外型の大型商業施設が、駅前の商店街を衰退させたことは確かであるが、しかし、大型商業施設が郊外に立地するようになったのは、消費者のライフスタイルの変化が要因であることを忘れてはならない。

また、元気な商店街として、東京都内や大阪市内中心部などの商店街が取り上げられることがある。しかし、それらが集客力を保っている理由は、簡単である。競争相手が少ないからである。「あたしんち」のように東京都内もしくは近郊に居住している場合、自家用車の保有は、高額な駐車場賃貸料を意味することになる。公共交通手段が発達している大都市中心部では、自家用車を保有する意味は利便性においても、経済性においてもないのである。また、大都市中心部で大型商業施設が立地するだけの土地がなかったし、また土地価格が高額なため、商業用としては採算に合いにくかったのである。こうした「元気な商店街」の事例を、そのまま地方都市で当てはめることは難しい。どういった点を学び、どれを活用できるかと考えることは、地方都市の商店街関係者にとって非常に重要なことである。

さて、商店街や、あるいはその他のマーケティングにおいて、高齢者をターゲットにすることがある。しかし、しばしば大きな間違いを犯しているのは、「サザエさん」に登場する磯野波平とフネ夫妻を想定していることである。第一に、彼らは50代前半であって、高齢者ではない。第二に、昭和30年代の中老年、高齢者像と、現在のそれとは大きくことなっている。波平・フネ夫妻は、自分のものを買うよりも、子や孫のものを買ってやろうとする。そうした行動様式は、彼らが戦前、戦中に青春時代をすごしてきたからであり、時代背景が高度成長期にあるからだ。

しかし、現在、団塊の世代と呼ばれる50歳代後半から60歳代前半の世代は、全く異なった消費行動を行う。年齢が高くなっても、自分のために消費する世代の登場なのである。考えてみると、女性ファッション誌「ノンノ」の創刊が1971年、キャラクターのハロー・キティが登場したのが、1974年（製品発売は1975年）であり、男性ファッション誌「ホットドッグ・プレス」の創刊が1979年と、現在の団塊の世代たちが青春時代を経験した頃と、それ以前とは消費性向が大きく変化を遂げているのである。

では、ここから何を考えるかである。

まず、第一に、自家用車を利用したライフスタイルが、急激に変化することはないという点である。むしろ、今後、団塊の世代が高齢化するにしたがって、高齢者ドライバーが急増することになる。利用しやすい駐車場や、走りやすい街路の整備は、街づくりの中で不可欠なものになるだろう。特に地方都市においては、世帯人数とほぼ同じ台数の自家用車が普及していると言われるほどである。こうした中で、中心市街地の商店街、個人商店が、どのように集客に努めるかは大きな課題である。ただ、複数の地方として、おもしろい光景に出くわした。駅前から、郊外の大型商業施設がバスを運行している。こうしたバスが運行されたら、消費者を根こそぎ中心市街地から郊外に持っていかれると懸念されたのだが、結果はむしろ逆だったようだ。地方の三世代同居家庭では、週末に郊外の商業施設に自家用車で出かけ、無料の駐車場を利用し、夫や子供はフードコートや書店などで時間を潰し、妻と祖母たちは無料のバスで中心市街地のデパートや老舗商店に出かけ

る。帰りは、商業施設で落ち合って、食料品を店内のスーパーで買うなり、レストラン街で食事をして帰宅する。こうしたスタイルを採る家庭が少なからずある。つまり、郊外型大型商業施設では、低価格で、大量に販売するものや、比較的若年層向けのものが販売され、一方、中心市街地では、ブランド志向のものや、その土地での老舗商店のものなどが販売されることで、住み分けが行われつつあるのだ。残念ながら、こうした住み分けができなければ、仮に「まちづくり三法」によって、中心市街地に流通大手系のスーパーを誘致できても、周辺の個人商店に客足が戻るとは考えられない。矛盾しているようだが、駐車場整備は不可欠であるが、それで全てが解決するわけではない。要は、そこまで来たいと思わせる個店がどれほど揃っているかが大切なのです。

第二に、活性化に対して、その地域の強みや弱みを分析して、その地域に適応した対策を立てることである。コンサルタントや専門家を呼んだのはいいが、結局、参考にならない事例ばかりを並べられて、意味のない活性化策が立てられることがある。先日、ある商店街の活性化策推進の報告を聞いたのであるが、こうした商店街にしてはどうかと上海の文人街の写真を見せた「専門家」がいて、ひっくり返りそうになった。確かに、文人街は、景観保全や観光開発の事例にはなるだろうが、商店街の活性化の事例にはなりそうにもないからだ。なんの分析もなく、「これが成功事例だから、これを真似しよう」では、何の役に立たない。もちろん、東京や大阪や海外の事例が、全く参考にならないとは言わない。大切なのは、そうした「元気な商店街」の事例から、真似できるものをいかに多く見つけ出し、そして、小さなことからでいいから、実践することなのです。

最後の高齢者マーケットである。以前、ある街の活性化を議論している時に、とにかく若い人を集めたら活性化すると強弁する人がいた。もちろん、若い人たちが集まれば、賑やかになる。しかし、そう簡単に集めることはできないし、しばしば打ち上げ花火的なイベントで終わりということになりがちだ。「しかし、高齢者を集めては、街が暗くなる」という発言に至っては、やはり昔の高齢者像から抜け出せないのだ。東京の巣鴨地藏通り商店街は、「おばあちゃん原宿」と呼ばれるほど、高齢者がたくさん集まる街です。しかし、活気にあふれ、若い人たちも集まっている。ここで売られている商品を見

て、視察に連れて行った学生たちが感心したことがある。ジーパンのように見えるスラックス、ヒョウ柄など若者に人気の柄が使われたファッション、カラフルでかわいい模様に入った杖など、磯野フネさんなら驚いて、尻込みするようなカラフルなデザインがあふれている。「高齢者なんだから、地味な色や柄がいいだろう」などという思い込み、つまり、磯野波平・フネ夫妻を日本の典型的な高齢者と考えるようでは、本当の高齢者マーケットは掴めない。

商店街がなぜ衰退したのか。それは、実は商店主や商業団体や行政の担当者が、漫然と「街づくりの計画や対策は、東京などの専門家に任せておけば良いのだ」、「補助金でなんらかの対策をすればいいのだ」と思い続けてきたことにある。それでは、活性化はこれからも無理だ。

街づくりや、商店街振興、マーケティングなどというと、どうしても難しいもの、大変なものと考えてしまっていないだろうか。しかし、実際は、自分たちのライフスタイルを見直すことで、色々と検討しなおせるはずである。今回、紹介したようにアニメの世界からも、様々なヒントを得られるのだ。資金がない、専門家を呼べないと嘆いているよりも、もう一度、自分たちで、自分たちのライフスタイルを検討してみて、それに対応するためにどうしたらよいか考えてみてはどうだろうか。答えは、意外と身近にあるかもしれない。



中村 智彦

(なかむら ともひこ)

【研究調査のテーマ】

中小企業論(中小企業間ネットワーク、中小企業政策など)
地域経済論(商店街問題、企業誘致、地方自治体による産業支援問題など)
☆フィールドでの調査や研究を得意としております。個人的趣味から、最近のニッチ市場やマニア市場なども関心の対象です。

【学歴／職歴】

- ・1988 上智大学文学部国文学科卒業
- ・1996 名古屋大学大学院国際開発研究科修士課程国際協力専攻修了
- ・1999 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程国際協力専攻修了
- ・1999 博士号(学術/名古屋大学)取得
- ・2001～ 日本福祉大学経済学部 助教授
- ・2001～ 日本福祉大学大学院 情報・経営開発研究科 助教授
- ・2004 関西大学経済学部・商学部 非常勤講師
- ・NHK教育テレビ「21世紀ビジネス塾」など専門家講師として多数活躍中

NPO ラジオ局 非営利セクターを考える (その1)

(有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野 雅男氏)

NPO って何や？

NPO という言葉は時々耳にするが何なのかと思われる方も少なくないのではないのでしょうか。“Non Profit Organization”の略称で、「非営利活動を行う組織」という意味合いです。似たような言葉に NGO (非政府系活動組織、広義の NPO に含まれる) もあります。どちらも “Non”(非)が頭に付いており、従来から存在している「政府・行政セクター」や「民間営利セクター」を否定した定義付けで、両者の隙間のセクターとも言えます。

隙間のセクターなんだから経済・社会における割合は小さいと思われるかもしれませんが、実はそうではありません。「国民経済計算」の分類では、非営利活動組織には私立学校、民間病院の一部、社会福祉団体、財団、芸術文化団体、労働組合、経済団体などのほか、宗教団体や政治団体も含まれます。かなり多岐に渡っていますが、主要な活動分野は医療、教育、社会サービスの3つです。

これら NPO の就業者数 (1995 年) は、フルタイム労働者に換算して 214 万人、ボランティア労働力 70 万人 (同じくフルタイム換算) で、合計 284 万人になります。政府・行政セクター (中央、地方、公営企業を含む) の就業者数 538 万人と比較して 55% に相当します。しかも、1990 年からの 5 年間に 45 万人、27% 増加しています。同じように NPO の経常支出総額は 22 兆円と推計され、同年の GDP の 4.5% に相当します。経済社会において NPO は無視できないくらいの割合を占めており、しかも近年ますます成長しています。(以上、非営利セクター国際比較プロジェクト公式報告書 “JHCNP”、レスター・サラモン教授ら)

NPO はボランティア活動ではない

このように NPO を概観してみると、「NPO = ボランティア活動」ではないことはおわかりでしょう。先述の報告書 “JHCNP” には、NPO の 5 つの要件があげられています。①利潤を分配しないこと (たとえ利潤が発生しても組織の使命のために再投資すればいい)、②非政府 (政府からの資金援助は受けることもできる)、③フォーマル (組織であること、

必ずしも法人格をもたなくてもいい)、④自己統治 (独立して組織を運営していること)、⑤自発性 (自発的に組織され、寄付やボランティア労働力に部分的にせよ依存していること)

この⑤の「ボランティア労働力」が強調されたり、①の「利潤を分配しないこと」を「営利事業を行わない非営利事業だけ」の活動団体と誤解されたりしています。それでは、経済基盤が脆弱で、継続的に活動を推進することは不可能でしょう。NPO においても、しっかりした経営手法を用いて、「政府・行政セクター」や「民間営利セクター」と良好な提携関係 (パートナーシップ) を築いていくことで、多様化した国民や社会のニーズに的確に対応することが求められています。

NPO との出会い

NPO が一躍脚光を浴びたのが、阪神・淡路大震災 (1995 年 1 月) や日本海沖重油流出事故 (1997 年 1 月) における市民ボランティアによる災害復旧活動です。これらが大きな後押しとなり、NPO 法 (特定非営利活動促進法) が 1998 年に制定されました。経営基盤が脆弱で、しかも社会的な認知度が低かった「草の根」の NPO 団体に法人格を取得できるように支援するための法律です。制定後、全国各地で NPO の法人化が進み、昨年法人数は 2 万を超えました。

その法制化と時期を同じくして、1997 年から私は「金沢大野くらくらアートプロジェクト」というまちづくり活動に取り組んでいました。金沢市大野町において、遊休化した蔵を改修して地域住民のサロンやアーティストのアトリエ・ギャラリーなどを創出するというものです。これは行政主導ではなく地域住民の発意による自発的な活動であり、県内のまちづくり活動の先端を走っていました。先の NPO の 5 つの要件の中でも④自己統治と⑤自発性を重視してきたと言えます。第一棟「もろみ蔵」が開業して、次のプロジェクトを練っていた頃、NPO 法制定がマスコミに取り上げられるようになりました。自分たちのまちづくり活動組織が NPO そのものであるにも関わらず、私たちは「NPO って何？

NPO 法って何かメリットがあるの？」といった程度の乏しい認識でした。それから十年近く経ち、その間に活動メンバーの入れ替わりはありますが、6つの遊休化した蔵を改修し、シンボルモニュメントやサインボードの制作、アートフェスティバルの企画開催、フィルムや演劇の制作・上演など様々な活動を展開してきました。魅力的な地域を創出するという社会貢献を第一の使命として取り組んできた活動を、今後も継続していく上で、ボランティアな活動だけでなく、経済的にも安定するような事業を行うことが必要だと認識してきました。そのような転換期において、NPO をもう一度再確認する作業を始めました。

NPO ラジオ局

「3 分間 1500 円で自分の番組を放送できる・市民による市民のための放送局」をスローガンに掲げた日本初の NPO 放送局「京都三条ラジオカフェ」は 2003 年 3 月に開局しています。開局計画から開局資金、放送局運営、番組制作、日常放送に至るまで、徹底した「市民参加型」ないしは「市民運営型」です。開局ならびに運営のための資金は、市民から広く会費として募っています。県内にも「FM N1」（野々市町）などのコミュニティ FM がいくつかありますが、それらは民間営利企業です。その形態でなく、なぜ NPO 法人でなければならないのか、それが今回の取材の素朴な疑問でした。取材に応じてくださったのは、金沢出身の若いディレクター。

最も重要なのは、営利企業だと収益性や効率性が第一条件になり、大口のスポンサーによる長時間の番組編成に偏りがちで、しかもプロが制作に携わります。これに対して NPO 法人の場合は、生活スタイルに合わせた無理のない情報発信を保障するため、単発番組や月 1 回～2 回番組でも受け入れており、その手間を厭わないということです。しかも市民が発信したい情報を取り上げ、自分たちで出演したり取材・制作したりしています。

現在番組を提供しているグループは約 90 あります。お坊さんが DJ のエンターテインメント型人生探求番組「ボンズ・カフェ」、京都府建築士会のまちづくりを考えるグループが制作している番組「きょうと・人・まち・であいもん」、大学生が作る番組などユニークな番組が定着してきました。

NPO ラジオ局の放送を通じて、番組の制作に携

わる市民どうしの交流が深まってきたこと、町に愛着を持つ人達のネットワークを拓けられたこと、市内の様々な NPO 活動の情報を発信し支援することができたことなど、地域における市民レベルの情報発信基地としての位置づけが築かれようとしています。このような社会的な意義の一方で、放送事業という収益事業を基軸として経済性を確立しようとしている NPO 法人の活動は、まちづくり分野において、大いに参考とすべきであると思われます。この小さなラジオ局は、社会を変革する大きな可能性を秘めています。



水野 雅男

(みずの まさお)

【出生】

1959 年 4 月 21 日 白山市(旧松任市)生まれ

【学歴／経歴】

- ・1975 年 4 月－1978 年 3 月
石川県立金沢泉丘高等学校 理数科
- ・1978 年 4 月－1983 年 3 月
東京工業大学 工学部 社会工学科
- ・1983 年 4 月－1985 年 3 月
東京工業大学 理工学研究所
社会工学専攻

- ・1985 年 4 月－1989 年 4 月
社団法人 地域振興研究所 研究員
- ・1989 年 5 月－1990 年 3 月
東京工業大学 社会工学科 研究生
- ・1990 年 4 月－1993 年 7 月
株式会社 地域開発研究所 研究員
- ・1993 年 8 月
有限会社 水野雅男地域計画事務所 設立

【資格等】

技術士（建築部門 1993 年 3 月）
中心市街地活性化商業活性化アドバイザー
石川県地域づくり推進協会コーディネーター
金沢大学非常勤講師

【受賞】

石川 TOYP（The Outstanding Young People）大賞受賞（1999 年）
バリアフリーフェスタ全国デザインコンペ最優秀賞受賞（1998 年）
地域づくり総務大臣表彰受賞（金沢大野くらくらアートプロジェクト 2004 年）

【執筆論文等】

『金沢アートアヴェニューでのオープンカフェ社会実験』（道路行政セミナー 06 年 2 月）
『住民主体のまちづくりとワークショップ』（建築とまちづくり 264 号 99 年 3 月）
『フォトエッセー都市空間の表情』（自主発行 98 年 7 月）
『北陸におけるリゾート開発の可能性』NIRA 研究叢書（88 年）
『マリナー整備の経済的・社会的効果に関する基礎的研究』（土木学会 92 年 11 月）第 15 回土木計画学研究発表会論文集
『港とまちの空間構成上の関連に関する史的研究』（土木学会 85 年 6 月）第 5 回日本土木史研究発表会論文集

【主要な委員】

金沢市協働をすすめる市民会議委員（05-06 年度）
富山県新総合計画「県土づくり研究会」委員（05 年 6-9 月）
金沢市市街地活性化推進委員会委員（03-04 年度）
松任市総合開発審議会委員（97-98 年度）
石川県新長期構想検討百人委員会委員（94-95 年度）

春の叙勲・褒章受章の方々（中央会関係）

平成18年春の叙勲・褒章受章者が決定され、本会関係では、次の方々はその荣誉に輝かれております。今後さらなるご活躍をお祈り申し上げます。

旭日双光章

（敬称略）

柏木外二（80歳）

功績：農業振興功労

元 全国農業機械商業協同組合連合会 副会長
元 石川県農業機械商業協同組合 理事長
金沢市

高澤至（71歳）

功績：保健衛生功労

元 社団法人鹿島郡医師会 会長
現 石川県医師協同組合 理事
七尾市

水内健作（78歳）

功績：建設業振興功労

元 社団法人石川県建設業協会 理事
元 石川県総合建設業協同組合 理事
金沢市

綿谷小作（70歳）

功績：薬事功労

現 社団法人石川県薬剤師会 副会長
現 石川県保険薬局協同組合 副理事長
金沢市

瑞宝小綬章

田村邦夫（73歳）

功績：地方自治功労

元 石川県農林水産部競馬事業局 局長
元 石川県中小企業団体中央会 専務理事
白山市

下郷三男（71歳）

功績：地方自治功労

元 石川県東京事務所 所長
元 石川県中小企業団体中央会 専務理事
金沢市

瑞宝単光章

寺下賀壽男（74歳）

功績：伝統工芸業務功労

伝統工芸士 仏壇製造業従事者
現 七尾仏壇協同組合 組合員
七尾市

山本重義（74歳）

功績：伝統工芸業務功労

伝統工芸士 陶磁器（九谷焼）製造業従事者
現 加賀九谷陶磁器協同組合 組合員
加賀市

黄綬褒章

荒木龍平（67歳）

功績：業務精励（建設業）

現 石川県商工会連合会 会長
現 石川県中小企業共済協同組合 理事長
羽咋市

太田敏雄（71歳）

功績：業務精励（自動車整備業）

現 社団法人石川県自動車整備振興会 相談役
現 石川県自動車整備商工組合 組合員
小松市

信用補完制度の見直しについて（石川県信用保証協会）

現在、経済産業大臣の諮問機関である中小企業政策審議会基本政策部会が昨年6月に答申した「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会のとりまとめ」に基づき信用補完制度の抜本的な見直しが行われております。

今般、その一環として、信用保証料のリスク考慮型保証料率体系への見直し及び連帯保証人の徴求基準等について、社団法人全国信用保証協会連合会において、中小企業庁、中小企業金融公庫、金融団体等関係機関との協議を踏まえ策定された「全国統一ガイドライン」に基づき改定され、平成18年4月1日以降の保証申込受付分より適用しております。

1. 信用保証料率のリスク考慮型保証料率体系への見直しについて

改定前の料率体系は、中小企業者の経営状況にかかわらず一律であるため、経営状況の良好な中小企業者には割高になっているなどの不公平な面もみられることから、中小企業者の財務内容に応じて料率が定められるリスク考慮型保証料率体系（新料率体系）に改定されました。

これにより、経営状況の良好な企業の資金調達コストの軽減化を図るとともに、経営状況が必ずしも良くない中小企業者の公的保証利用機会の拡大を可能とするものです。

【改定前】

保証の種類	区 分	保証料率
普通保証	無担保保証	1.35%
	有担保保証	1.25%

【改定後】

保証料率を次のリスク考慮型保証料率体系（年2.2%～0.50%の9区分）とします。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
(特殊保証)	(1.87%)	(1.70%)	(1.53%)	(1.36%)	(1.15%)	(0.94%)	(0.77%)	(0.60%)	(0.43%)

（特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証をいいます。）

※9区分の料率となりますが、平均的な料率水準は変わりません。

なお、県制度保証の保証料率についても、リスク考慮型保証料率体系となりますが、業況の厳しい中小企業者の方にとって、過度の負担とならないように配慮し、保証制度によって最大年1.64%～最小0.13%の新料率体系となります。

(1) リスク考慮型保証料率体系となる保証制度

ほとんどの保証制度が対象となりますが、例外として、セーフティネット保証、追認特別小口保証、売掛債権担保融資保証などの特別な保証制度については対象外となります。対象外の保証制度の保証料率は変更ありません。

(2) 経営状況（信用リスクの評価）の判定

経営状況（信用リスクの評価）の判定には、有限責任中間法人CRD協会が中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を基に開発した信用スコアリングモデル（リスク評価システム）を利用します。

中小企業者の保証申込日の直前期決算における貸借対照表及び損益計算書等の情報を基に、上記モデルにより算出される評点に応じて保証料が決定されます。

(3) リスク考慮型保証料率体系の適用除外

「貸借対照表」を作成していない中小企業の方については、当面の間、現行のとおり一定の保証料率（年1.35%）を適用します。

(4) 定性要因（非財務要因）の加味（割引料率の適用）について

次の定性要因（非財務要因）に該当する保証については、割引料率を適用します。

要 件		割引料率
有 担 保 割 引	新料率体系が適用となる保証で、担保の提供があるもの	▲ 0.10%
中小企業会計割引	「中小企業の会計に関する指針（中小企業会計）」の適用状況を確認できるもの	▲ 0.10%

※県制度保証の有担保割引は 0.03%の割引料率を適用します。

(5) 信用保証料率の事前照会方法について

保証料を確認したうえで保証申請をしたいという場合や、金融機関等が中小企業者に保証付融資を紹介する際、予め保証料率も説明したいというご要望がある場合は、「該当する保証料率の区分」を目安としてお知らせします。

この場合、当協会所定の「保証申請の空き枠及び保証料区分の照会書」及び、原則として「2期分の決算書（既に直近の1期または2期分の決算書を当協会に提出していることが明らかであれば不要です。）」をFAX等にて受け、折り返し回答いたします。

なお、この事前照会においても「個人情報の提供に関する同意書」の徴求が必要となります。

2. 連帯保証人の徴求基準の見直しについて

連帯保証人の徴求基準については、これまで「保証能力のある方で、法人については代表者を含め2名以上、個人については1名以上徴求する。」としておりましたが、「原則として法人代表者以外を連帯保証人として徴求しない。」こととしました。

3. 営業経歴要件の見直しについて

営業経歴については「原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる事業者」を要件としていましたが、この営業経歴要件を撤廃し、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象としました。（但し、制度要綱で定めがある場合は除きます。）

★以上の信用補完制度の見直しに基づいて、各保証制度が変更されました。（参考）

変更対象制度等一覧表（変更したものに○）

制 度 名		営業経歴要件	区域要件	連帯保証人要件
1	一般保証制度要綱	○	○	○
2	無担保保証制度要綱	○	○	○
3	無担保当座貸越（貸付専用型）根保証制度要綱	—	○	○
4	無担保当座貸越（貸付専用型）根保証制度事務取扱要領	—	○	—
5	無担保クイック保証制度要綱	○	○	○
6	サポートファンド保証制度要綱	○	○	○
7	風俗営業飲食業保証制度要綱	—	—	○
8	手形割引保証制度要綱	○	○	○
9	季節融資保証制度要綱（協会制度）	○	○	○
10	公害防止対策保証制度要綱	○	○	○
11	エネルギー対策保証制度要綱	○	○	○
12	海外投資関係保証制度要綱	○	○	○
13	新事業開拓保証制度要綱	○	○	○
14	経営安定関連保証制度要綱	○	○	○
15	災害関係保証制度要綱	○	○	○
16	労働力確保関連保証制度要綱	○	○	○

	制度名	営業経歴要件	区域要件	連帯保証人要件
17	中小小売商業関連保証制度要綱	○	○	○
18	商店街整備等支援関連保証制度要綱	—	○	○
19	特定商業集積整備関連保証制度要綱	—	○	○
20	伝統工芸品進行保証制度要綱	○	○	○
21	輸入・対内投資融資保証制度要綱	○	○	○
22	地域伝統芸能等保証制度要綱	○	○	○
23	基盤的技術産業集積関連保証制度要綱	○	○	○
24	中小企業集積関連保証制度要綱	○	○	○
25	流通業務効率化保証制度要綱	○	○	○
26	省エネ・リサイクル支援保証制度要綱	○	○	○
27	中心市街地商業等活性化関連保証制度要綱	—	○	○
28	中心市街地商業等活性化支援関連保証制度要綱	—	○	○
29	創業等関連保証制度要綱	—	—	—
30	創業等関連保証事務取扱要領	—	—	—
31	地域新事業創出関連保証制度要綱	○	○	○
32	経営革新関連保証制度要綱	—	—	○
33	経営基盤強化関連保証制度要綱	—	—	○
34	新事業分野開拓関連保証制度要綱	—	—	○
35	創業関連保証制度要綱	—	—	○
36	創業関連保証事務取扱要領	—	—	○
37	経営資源活用関連保証制度要綱	—	—	○
38	売掛債権担保融資保証制度要綱	—	—	○
39	事業再生保証制度要綱	—	—	—
40	資金繰り円滑化借換保証制度要綱	—	—	—
41	経営資源再活用関連保証制度要綱	—	—	○
42	周辺地域整備関連保証制度要綱	○	○	○
43	下請振興関連保証制度要綱	—	—	—
44	異分野連携新事業分野開拓関連保証制度要綱	—	—	○
45	中堅企業特別保証制度要綱	—	—	—
46	中小企業特定社債保証制度要綱	—	—	—
47	特定社債保証制度事務手続要領	—	—	—
48	流通業務総合効率化関連保証制度要綱	—	—	○
49	経営革新等支援融資保証制度要綱（県制度）	—	—	○
50	地域商工業活性化融資保証制度要綱	—	—	○
51	事業転換支援融資保証制度要綱	—	—	○
52	創業者支援融資保証制度要綱	—	—	○
53	経営安定支援融資保証制度要綱	—	—	○
54	経営安定再生支援融資保証制度要綱	—	—	○
55	資金繰り支援融資保証制度要綱	—	—	○

	制 度 名	営業経歴 要 件	区域要件	連帯保証人 要 件
56	連鎖倒産防止・災害対策融資保証制度要綱	—	—	○
57	追認小口保証制度要綱	—	—	○
58	追認特別小口保証制度要綱	—	—	—
59	小口当座貸越（貸付専用型）根保証制度要綱	—	—	○
60	季節融資保証制度要綱（県制度）	—	—	○
61	企業立地促進融資保証制度要綱	—	—	○
62	バリアフリー施設整備促進融資保証制度要綱	—	—	○
63	環境保全資金融資保証制度要綱	—	—	○
64	中小企業再生・事業転換支援保証制度要綱	—	—	○

また、全国統一保証制度である「当座貸越（貸付専用型）根保証」及び「事業者カードローン根保証」について全面的な改定が行われました。

1. 「当座貸越（貸付専用型）根保証制度」の変更

■変更の内容（主な改正点）

①資格要件

次の（i）～（iii）の要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者

個人（i）同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。

（ii）申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上ある。

（iii）次のいずれかに該当する者

ア 保証申込直前期の決算におけるCRDスコアリングが本制度事務取扱要領に定める基準以上〔リスク考慮型保証料率表の第5区分（不動産等物的担保の提供がある場合は、第4区分）以上〕である。

イ 協会と金融機関と合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記アのCRD基準と同等以上である。

ウ 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産を所有する。

エ 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、担保の提供がある。

法人（i）同一事業の業歴3年以上であり、2期以上の決算を行っている。

（ii）申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上ある。

（iii）次のいずれかに該当する者

ア 保証申込直前期の決算におけるCRDスコアリングが本制度事務取扱要領に定める基準以上〔リスク考慮型保証料率表の第5区分（不動産等物的担保の提供がある場合は、第4区分）以上〕である。

イ 協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記アのCRD基準と同等以上である。

②保証限度

100万円以上2億8,000万円まで

③保証期間

1年間もしくは2年間（更新可）

④信用保証料率

協会所定料率（弾力化9段階：0.43%～1.87%、有担保の場合0.10%割引）

⑤担保

原則、保証金額5,000万円以内は無担保、5,000万円超の場合は担保必要

⑥保証人

個人：原則として不要

法人：代表者（実質経営者を含む）のみ

2. 「事業者カードローン当座貸越根保証制度」の変更

■変更の内容（主な改正点）

①資格要件

次の（i）～（iii）の要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者

個人（i）同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。

（ii）申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上ある。

（iii）次のいずれかに該当する者

ア 保証申込直前期の決算におけるCRDスコアリングが本制度事務取扱要領に定める基準以上〔リスク考慮型保証料率表の第5区分以上〕である。

イ 協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記アのCRD基準と同等以上である。

ウ 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産を所有する。

法人（i）同一事業の業歴3年以上であり、2期以上の決算を行っている。

（ii）申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上ある。

（iii）次のいずれかに該当する者

ア 保証申込直前期の決算におけるCRDスコアリングが本制度事務取扱要領に定める基準以上〔リスク考慮型保証料率表の第5区分以上〕である。

イ 協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記アのCRD基準と同等以上である。

②保証限度

100万円以上2,000万円まで

③保証期間

1年間もしくは2年間（更新可）

④信用保証料率

協会所定料率（弾力化9段階：0.43%～1.87%）

⑤担保

原則として不要

⑥保証人

個人：原則として不要

法人：代表者（実質経営者を含む）のみ

※いずれも施行期日は、平成18年4月1日申込受付分から適用し、経過措置として、既利用者で、更新時に改定後の資格要件に該当しない場合は、1回に限り改定前の要件での継続新規（回収新規）を認めます。

※経過措置の「継続新規（回収新規）」について

①平成17年4月1日の改正民法施行に伴う根保証制度の保証事務取扱い変更に伴い、改正民法施行前に当座貸越の約定書を締結している保証付融資で、平成18年4月1日以降に更新期日が到来し、2年の更新を行う場合は、改正民法の経過措置として設けられた平成20年3月30日（当初始期から本期限まで6年以内のもの）を超えること

②今般の制度改正に伴い、保証人及び担保の取扱い基準が変更となったこと

以上の2点から、条件変更による更新手続ではなく、継続新規（回収新規）の更新手続きの取扱いとなります。

お問い合わせ先

石川県信用保証協会 業務部

TEL：(076) 222-1522 住所：〒920-0918 金沢市尾山町9番25号

ホームページアドレス <http://www.incl.ne.jp/cgc-ishikawa/>

労働時間等設定改善法がスタートしました！

～時短促進法から労働時間等設定改善法への改正～

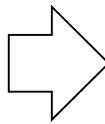
- 労働時間の短縮を促進するだけでなく、労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものに改善するための法律に改正されました。

時短促進法

(H18. 4. 1 改正法施行)

労働時間等設定改善法

- 法律名
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法
平成 4 年制定。
平成 9 年、平成 13 年に改正を行い、廃止期限を延長。
- 労働時間短縮推進計画（閣議決定）
全労働者一律の目標を設定
(年間総労働時間 1800 時間)
- 労働時間短縮推進委員会
- 労働時間短縮実施計画
2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公取委と調整。
- 指定法人労働時間短縮支援センター
- 廃止期限：平成 18 年 3 月 31 日



- 法律名
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
労働時間等の設定
労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の日数や時季等の労働時間等に関する事項を定めること
- 労働時間等設定改善指針（大臣定め）
・事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切に対処できるよう、具体的取組を進める上で参考となる事項を掲げるもの。
- 労働時間等設定改善委員会
※一定の要件を満たす場合には、衛生委員会（安全衛生委員会）も同じ機能を持つものとして活用可。
- 労働時間等設定改善実施計画
2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公取委と調整。
- 指定法人労働時間短縮支援センター
→公益法人改革の観点から、**廃止**
- 廃止期限→削除（恒久法化）

労働時間等設定改善指針

（平成 18 年 4 月 1 日より適用）

基本的考え方

- ①労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応する。
- ②労働時間の短縮を図る。
- ③労使が話し合っ、自主的に取り組む。

事業主等が講ずべき措置

1. 一般的な措置
 - ①労使間の話し合いの機会の整備、計画的な取組
 - ②業務の繁閑等に対応した変形労働時間制、フレックスタイム制等の活用
 - ③年次有給休暇の取得促進
 - ④所定外労働の削減
2. 特に配慮を必要とする労働者への措置
 - ①健康の保持⇒労働時間の短縮、深夜業の回数減少等
 - ②育児・介護⇒育児休業、介護休業、勤務時間の短縮等
 - ③妊娠中・出産後⇒産前産後休暇、保健指導・健康審査の時間確保等
 - ④単身赴任⇒休日前後の始業・終業時刻の変更、家族の誕生日等の休暇
 - ⑤自発的な職業能力開発⇒有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇等
 - ⑥地域活動等⇒特別な休暇等
3. 事業主団体の援助
傘下の企業に対する、専門科による指導・助言、情報提供、啓発等
4. 他の事業主への取引上の配慮
取引先の設定改善を阻害しないよう、納期の適正化、発注内容の頻繁な変更抑制等

平成 18 年度 表彰式並びに 第 51 回 中央会通常総会開催される

本会の平成 18 年度表彰式並びに第 51 回通常総会が去る 5 月 29 日（月）の午後 4 時より石川県地場産業振興センター新館コンベンションホールにおいて挙行されました。

当日は、250 名を越える出席者のもと、来賓として石川県知事谷本正憲氏、石川県市長会会長山出 保氏をはじめ、市、商工団体等の関係機関から多数が出席され、盛大にとり行われました。

総会は、五嶋中央会会長挨拶の後、大橋昌寛副会長が議長に選任され、第一号議案「平成 17 年度事業報告、収支決算、貸借対照表、損益計算書、財産目録、剰余金処分（案）並びに平成 17 年度特別会計事業報告及び収支決算承認の件」、第二号議案「平成 18 年度事業計画及び収支予算並びに特別会計事業計画及び収支予算決定の件」、第三号議案「平成 18 年度会員の会費賦課基準並びにその徴収方法決定の件」、第四号議案「平成 18 年度借入金残高最高限度額決定の件」、第五号議案「役員改選の件」の五議案が上程され、すべて原案どおり可決承認決定されました。

総会に先立ち、中央会表彰式が挙行され、永年業界の振興発展に尽くされました役員並びに他の模範となる優良組合及び組合運営の礎となっている組合従業員にそれぞれ石川県知事表彰（優良組合 10 組合、組合功労者 42 名、優良専従職員 3 名）、石川県中央会会長表彰（優良組合 9 組合、組合功労者 73 名、優良専従職員 5 名）及び西川記念賞表彰（2 組合）が授与されました。



表彰式風景



総会風景

石川県中小企業団体中央会役員のご紹介

(五十音順)

- 名誉会長 安 田 隆 明
- 会 長 五 嶋 耕太郎
- 副 会 長 片 岡 清
大 橋 昌 寛
越 村 克 男
森 岡 吉 男
富 木 昭 光
西 紀 幸
明 石 巖
- 専務理事 小 山 秀 昭
- 理 事
- 《織 維 関 係》
- 石 山 外司郎 協同組合加賀染振興協会
- 大 沼 利 洋 石川県輸出縫製品工業協同組合
- 梶 富次郎 石川県織物工業協同組合
- 北 場 利 美 石川県撚糸工業組合
- 黒 川 利 明 石川県繊維資材工業組合
- 西 川 次 雄 石川県テントシート工業組合
- 藤 本 市 洋 小松原糸織物商業協同組合
- 《鉄 工 関 係》
- 穂 田 竹 男 旭丘団地協同組合
- 板 尾 昭 栄 小松鉄工機器協同組合
- 梶 正 正 石川県鋳物工業協同組合
- 亀 田 亮 彌 石川県第三機器協同組合
- 高 林 健 一 北陸鉄工協同組合
- 中 村 健 一 協同組合アイケイケイ
- 南 雅 雄 能美機器協同組合
- 村 田 信 親 石川県プレス工業協同組合
- 《建設・木材関係》
- 磯 野 進 吾 石川県造園業協同組合
- 上 村 彌壽男 石川県電気工事工業組合
- 北 川 晶 夫 石川県管工事協同組合
- 真 柄 敏 郎 石川県総合建設業協同組合
- 増 江 潔 金沢木材協同組合
- 明 翫 章 宏 金沢建設業協同組合
- 向 出 勉 石川県生コンクリート工業組合

《商業関係》

安宅雅夫	金沢中央水産物卸協同組合
荒井角男	近江町市場商店街振興組合
越田隆幸	石川県中古自動車販売商工組合
小西國夫	ウイング北陸総合衣料商業協同組合
小間井隆幸	片町商店街振興組合
高松晃夫	金沢酒販協同組合
林貞夫	金沢魚商業協同組合
松村俊一	石川県石油販売協同組合
村端儀一	石川県青果食品商業協同組合連合会
山田勝二	石川県商店街振興組合連合会

《伝統産業・食料品関係》

伊野正満	石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会
岡垣昌典	輪島漆器商工業協同組合
蚊谷八郎	石川県箔商工業協同組合
斉官邦夫	山中漆器連合協同組合
直江茂行	石川県醤油協同組合連合会
中島健次	石川県パン協同組合
中田龍一	石川県菓子工業組合
宮本繁	石川県陶磁器商工業協同組合

《運輸・印刷・サービス・異業種関係》

阿部智也	金沢市旅館ホテル協同組合
大井徳秀	和倉温泉旅館協同組合
常少常三	石川県ビルメンテナンス協同組合
谷村達夫	安原工業団地協同組合
中村公一	協同組合石川県中小企業経営者同友会
架谷憲洋	石川県自動車整備商工組合
福島理夫	石川県印刷工業組合
松岡武義	石川県理容生活衛生同業組合
山田秀一	石川県貨物運送協同組合連合会
山田英毅	山中温泉旅館協同組合

《その他》

松本雅之	石川県中小企業青年中央会
山岸淑子	石川県中小企業団体中央会女性部

○ 監 事

伊勢士郎	石川県電機設備協同組合
柏野伝一	松任建設業協同組合
竹野茂	石川県板金工業組合
西野紀一	小松協栄瓦企業組合
村山圓八	松任商業開発協同組合

中央会表彰式 受賞の方々

平成18年度中央会表彰式にて表彰されました、優良組合・組合功労者・優良専従職員の方々です。おめでとうございます。今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

石川県知事表彰

《 優良組合 》

(組合名)

石川県歯車工業協同組合
協同組合珠洲スタンプ会
津幡町販売事業協同組合
浅ノ川グループ事業協同組合
石川県エルピーガス金沢保安センター協同組合

(組合名)

石川県書店商業組合
石川県小売薬業協同組合
石川県商店街振興組合連合会
羽咋市商業協同組合
松任商業開発協同組合

(組合設立年次順)

(敬称略)

《 組合功労者 》

(氏名)

牧 進
土肥 志朗
笠間 正夫
能上 宏
大橋 俊昭
東 正樹
住 泰守
松本 初夫
東山 敏
見崎 正
気谷 勉
折戸 登
船登 輝久
磯見 正夫
小林 芳郎
高木 東作
杉浦 和夫
山田 秀一
杉本 武明
道下 千代治
吉野 博之
西 登茂一

(組合名)

金沢市クリーニング協同組合
北陸鉄工協同組合
石川県箔商工業協同組合
石川県石油販売協同組合
石川県石油販売協同組合
金沢洋家具工業協同組合
金沢市旅館ホテル協同組合
金沢市旅館ホテル協同組合
加賀市鉄工協同組合
金沢市建築板金協同組合
石川県製紐工業協同組合
石川県製紐工業協同組合
石川県製紐工業協同組合
石川県製紐工業協同組合
石川県鉄屑加工処理工業協同組合
示野機器工場団地協同組合
示野機器工場団地協同組合
金沢貨物運送協同組合
金沢貨物運送協同組合
石川県板金工業組合
石川県保険薬局協同組合
石川県鍍金工業組合

(氏名)

山田 章人
宮野 茂夫
佳山 数夫
西野 茂
山田 千秋
三原 久次
清水 勇作
新谷 繁隆
松村 忠雄
池多 邦司
宝栄 照昌
米光 利也
坂室 忠雄
長浜 充成
南島 進
寺本 隆
出口 勝男
辰巳 一雄
森岡 吉男
紺谷 和夫

(組合名)

白嶺機器協同組合
石川県鉄筋業協同組合
協同組合ユー・エス・ジー
協同組合ユー・エス・ジー
石川県中古自動車販売商工組合
石川県内装営繕協同組合
石川県テントシート工業組合
能登生コンクリート協同組合
石川県土質研究協同組合
石川県土質研究協同組合
石川県機器钣金協同組合
石川県自動車車体整備協同組合
羽咋市管工事協同組合
羽咋市管工事協同組合
石川県自動車サービス協同組合
石川県自動車サービス協同組合
協同組合日本ビジネスロードセンター
協同組合日本ビジネスロードセンター
石川県エコ・カルチャー協同組合
協同組合 アイテック

(組合設立年次順)

(敬称略)

《優良専従職員》

(氏名)	(組合名)
河原 起代美	石川県電器商業組合
山下 和彦	石川県生コンクリート工業組合

(氏名)	(組合名)
南 茂樹	石川県土質研究協同組合
	(組合設立年次順)
	(敬称略)

西川記念賞表彰

《優良組合》

(組合名)
金沢中央信用組合
三恵織物工業協同組合
(組合設立年次順)
(敬称略)

西川記念賞表彰の沿革

昭和31年5月、故西川外吉氏より本会へのご厚志を基とし、ご寄贈の趣旨を体として、永くこれを記念して、中小企業の振興発展に多大の業績のあった団体または個人を表彰している。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

《優良組合》

(組合名)
津幡町管工事協同組合
志賀町商業振興協同組合
野々市町管工事協同組合
根上商業開発協同組合
石川県柔道整復師協同組合

(組合名)
協同組合加賀ターミナルセンター
マックス協同組合
野々市町建設業協同組合
石川県建築設計協同組合
(組合設立年次順)
(敬称略)

《組合功労者》

(氏名)	(組合名)
酒井 一夫	金沢市クリーニング協同組合
宮本 正博	石川県染物商工業協同組合
高井 一哉	北陸鉄工協同組合
小林 靖典	北陸鉄工協同組合
安井 壽一郎	石川県電気工事工業組合
熱野 嘉和	石川県箔商工業協同組合
瀬村 隆治	石川県漁網工業協同組合
橋本 隆	石川県スポーツ用品協同組合
杉林 孝幸	金沢仏壇商工業協同組合
山本 紀美雄	石川県農業機械商業協同組合
小林 美枝子	石川県プレス工業協同組合

(氏名)	(組合名)
吉本 隆史	石川県豊商工組合
及川 一信	住吉工業協同組合
宮丸 守	住吉工業協同組合
上田 静夫	住吉工業協同組合
砂山 末広	住吉工業協同組合
澤寄 進	金沢市建築板金協同組合
中川 憲司	小松鉄工機器協同組合
川端 博之	石川県製紐工業協同組合
中田 正典	石川県製紐工業協同組合
多田 義治	石川県製紐工業協同組合
表 和博	石川県製紐工業協同組合

(氏名)	(組合名)
小山秀一	石川県製紐工業協同組合
三國啓一	石川県製紐工業協同組合
白山茂	石川県製紐工業協同組合
金谷大蔵	石川県製紐工業協同組合
室野吉雄	竪町商店街振興組合
水辺博久	竪町商店街振興組合
大友哲	竪町商店街振興組合
細田泰成	竪町商店街振興組合
花岡博司	竪町商店街振興組合
山田修三	協同組合金沢問屋センター
米村邦良	石川県税理士協同組合
上出清孝	加賀建設業協同組合
小西國夫	ウイング北陸総合衣料商業協同組合
岡部宏	ウイング北陸総合衣料商業協同組合
作川隆司	小松管工事協同組合
串田和久	小松管工事協同組合
灰田敬二	小松管工事協同組合
西出勝朗	小松管工事協同組合
本多悌治	石川県板金工業組合
南賀文隆	石川県保険薬局協同組合
大宮睦夫	石川県ニット工業組合
古川貞夫	石川県歯車工業協同組合
安本正幸	石川県歯車工業協同組合
黒川信夫	石川県コンクリート製品協同組合
中山治	石川県中古自動車販売商工組合
辻巖	石川県中古自動車販売商工組合

(氏名)	(組合名)
宮川正悦	石川県内装営繕協同組合
前沢紀夫	協同組合石川県中小企業新経営振興会
茅野勇平	協同組合石川県中小企業新経営振興会
石原丈太郎	石川県シーリング工事業協同組合
岡田道夫	石川県シーリング工事業協同組合
橋野幸雄	石川県シーリング工事業協同組合
倉元正順	石川県シーリング工事業協同組合
中越定治	羽咋市管工事協同組合
井口誠一	石川県自動車サービス協同組合
竹田良雄	石川県自動車サービス協同組合
中村昭蔵	石川県自動車サービス協同組合
榎豊治	石川県花商事業協同組合
寺瀬一枝	石川県花商事業協同組合
宮川忠弘	レミット・グループ協同組合
今井潔	石川県加賀刺繍協同組合
北川栄一	石川県防水事業協同組合
熊谷進	石川県ビルメンテナンス協同組合
川田盛男	協同組合石川県経営事務サービスセンター
増江博夫	協同組合プラザはつめい石川
三浦雅博	協同組合プラザはつめい石川
寺岡才治	富来町商業近代化協同組合
河原意和雄	富来町商業近代化協同組合
冨地拓也	富来町商業近代化協同組合
山田洋一	金沢市設備メンテナンス協同組合
福岡正員	石川県建具協同組合

(組合設立年次順)

(敬称略)

《優良専従職員》

(氏名)	(組合名)
小田波博子	石川県理容生活衛生同業組合
石浦美枝	石川県農業機械商業協同組合
井田寿美雄	石川県生コンクリート工業組合

(氏名)	(組合名)
小野口香織	石川県内装営繕協同組合
金谷豊	石川県自動車サービス協同組合

(組合設立年次順)

(敬称略)

平成 18 年度 中央会事業について

I 基本方針

我が国景気は、緩やかな回復基調にあるものの、地域経済の中核を担う中小企業の多くは依然として厳しい状況にあり、大企業との業績格差のみならず地域間、業種間の経済力格差も一段と拡大しつつあります。

とりわけ、規制緩和やグローバル化の進展等により、地域の産業・商業の集積を形成し、技術・技能の伝承等にも大きな役割を果たしてきた中小企業の苦悩は深刻度を増しており、地域産業の弱体化の要因となっています。

県内中小企業においても、地域・業種によって景気のはこう性がみられる中、総じて景気回復を実感するまでには至らず、受注量の減少や海外製品との競争激化等による販売価格の低下、中心商店街の衰退、地場産業の低迷等、容易ならざる状況が続いており、加えて、情報技術革新等急激な構造変化にも直面しており、中小企業の経営環境は未だに厳しい状況にあります。

こうした中、中小企業政策は競争原理に基づく個別中小企業に対する支援策へと軸足を移しており、相互扶助と協同の力による中小企業の経営基盤強化に対する支援は手薄なものとなっています。

事業協同組合をはじめとする中小企業組織は、その共同事業を通じ中長期的視点に立った経営環境の改善に取り組み、生産能力や集客力の向上に貢献し、中小企業の経営基盤強化に大きな役割を果たしてきました。今後においても、これらの機能は極めて重要であり、今こそ、地域経済と中小企業が置かれている閉塞的な状況を打破するため、中小企業組織が新たな事業展開に踏み出し、その本領を発揮することが求められています。

中小企業組合を基盤とする中央会にとっては、今こそが正念場であり、全役職員が一丸となって組合強化運動に取り組み、中小企業組合が事業者にとって真に必要な組織であり、社会的にも有用かつ信頼できる組織でありえるよう総力をあげててこ入れし、その活性化に取り組むべきであると決意いたしております。

本年度は、既存事業の拡充強化はもとより、異分野連携を通じた新たな事業の立ち上げを行う「新連携」への取り組みの強化を図る等、中小企業組織にしっかりと軸足を置き、より高度な支援体制を構築し、組合支援活動の基本である巡回指導（訪問・対話運動）をベースに、「行動する中央会」「提案する中央会」をモットーに、これまでの中小企業組合が傾注してきた真摯な努力と崇高な精神に新たな経営ノウハウと様々な支援ツールを活用、中小企業組織の更なる飛躍を期すため全力を挙げて、以下の活動を重点として積極的な事業活動を展開していく所存です。

II 重点活動目標

1. 既存中小企業組織の充実・強化
 - ①新たな事業展開への支援
 - ②改正組合法等の周知とガバナンスの強化に向けた運営体制整備に対する支援
 - ③基盤技術を担う中小企業者への積極的支援
2. 新たな組織化の推進
 - ①新規組合の設立促進
 - ②新連携等新たな組織化の促進
3. 中小企業組合以外の多様な連携組織への支援
4. 地域中小企業の経営基盤強化
 - ①中小商業、サービス業及び卸売業の活性化への支援
 - ②雇用・労働関係事業の強力な推進
 - ③産業人・後継者育成のための教育への積極的な関与
5. IT化推進のための積極的支援の展開
 - ①組合を基盤とする中小企業のIT化推進への支援
 - ②中央会電子認証システムの普及促進
 - ③組合運営等におけるIT化の推進
 - ④中央会情報発信機能の強化とIT活用による支援機能の強化
6. 循環型社会の構築・安全問題等社会的課題への取り組みに対する支援
7. 地域産業集積活性化、ものづくり基盤強化への支援
8. 下請中小企業等に対する支援
9. 官公需適確組合の受注機会確保の推進
10. 青年部及び女性部活動に対する支援
11. 中小企業の国際交流の推進
12. 中小企業・中小企業組合運動の強化
13. 中央会指導機能の強化
 - ①中央会監査機能の強化と実施体制の整備
 - ②ビジネスコーディネート機能の強化
14. 中小企業関係機関との連携・協力関係の強化
15. 中小企業施策の周知徹底及び中央会・組合活動のPRの推進

III 本年度、中央会が実施する事業をご紹介します。

I 県費事業

1. 組合等の指導事業
 - (1) 実地指導事業
 - ①一般実地指導

組合等からの相談及び指導の依頼に対して、機動的に対応することにより組合運営の円滑化を図る。
 - ②不振組合の実地指導

不振組合に対し、組合活動の活性化、健全化を図るための再建指導を行う。
 - (2) 窓口相談事業

組合の設立並びに組織、運営及び事業等に関する各種の問題について相談室を常設し相談に応ずる。
 - (3) 指導資料の作成整備

相談指導業務並びに組織化推進のための資料及び中央会事業活動のPRに関する資料を作成配布するとともに、組合等諸般の問題に関する資料の収集に努め組合等の利用に供する。

2. 地域産業実態調査事業

(1) 組合特定問題実態調査《組織振興課》

①中小企業労働事情実態調査

県内の中小企業における労働事情を的確に把握するため実態を調査し、労働相談上の資料とする。

(2) 創業支援アライアンス事業 《組織振興課》

新規創業者等の情報を県下広く収集し、それぞれが抱える課題に対して専門家を交えながら解決し、創業のための組織づくりを推進する。

(3) 組合特定問題研究会

①懇談会の開催《情報企画課》

地域別又は業種別組合を対象に組合運営、組織化、近代化、サービス業、商店街、下請、商工組合、地域活性化、伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する。

②研究会の開催《組織振興課》

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化及び組合人材養成、品質・技術向上、組織変更等をテーマにして、専門家講師による研修会を開催する。

3. 組合等への情報提供事業

(1) 組合活性化情報提供事業《情報企画課》

組合運営の活発化、活性化を図るため、国・県の各種施策、組合運営の事例、景況等の情報を組合や組合員に提供する。

(2) 資料収集加工事業《情報企画課》

新技術開発、情報化への対応等の組合が行う効果的な共同事業に関して先進的組合の事例を調査研究し、資料化する。

4. 組合指導情報整備事業

(1) 組合指導情報整備事業《情報企画課》

中央会が的確かつ迅速に指導業務を遂行するため、コンピュータを活用して各種情報を体系的に整備・蓄積する。

(2) ネットワーク運営費等《情報企画課》

業界情報の結節点である組合が個別中小企業及び業界等の情報を収集し、これを中央会自体の有する情報と併せて業種別・地域別に分類された中小企業データとして、インターネットを通じ全国に公開することにより、中小企業の情報発信機能を強化し、企業間の出会いの機会拡大を図る。

5. 組合情報化推進研修事業《情報企画課》

経済・社会の急速な情報化の進展に伴い、組合及び組合員の情報化を一層促進するためにパソコン実技に関する研修を実施し、組合及び組合員の情報化の推進を図る。

6. 中小企業団体情報連絡員の設置事業《情報企画課》

中小企業及び業界の動向・問題点等を的確に把握するため各業種又は地域組合の役職員を連絡員に委嘱し、情報又は要望等を収集し関係機関等へ提供する。

7. 中小企業連携組織支援事業

(1) 個別専門指導事業《総務課》

中小企業が正確な経営情報を獲得し適切な経営判断を行っていくことを支援するため、組合等を対象とし、専門家を活用して高度な指導ニーズに対応するための個別相談に応ずる。

(2) 多角的連携組織指導事業《組織振興課》

新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣、組織の潜在的ニーズの掘り起こし及び開発成功事例の普及啓発に努める。

(3) 組合情報化現地指導事業《情報企画課》

組合の情報ネットワーク化に意欲的に取り組もうとする組合等に対し、専門家による現地支援を行う。

(4) 組織化集中指導事業《情報企画課》《組織振興課》

組合を対象に、特定分野、融合化、地域産業おこし、エネルギー環境等に関するテーマについて専門家を継続・集中的に派遣、組合運営の活性化を図る。

(5) 講習会開催事業

① 組管理者等講習会の開催《組織振興課》

組合等の組織、運営並びに経済情勢等に関して組合役職員の啓蒙と理解の増進を図るための講習会を行う。

② 青年部講習会の開催《情報企画課》

組合青年部、青年経営者を対象に講習会を開催し、青年経営者の組織化促進と組合活動の拡充強化を図る。

③ 青年部研究会の開催《情報企画課》

組合青年部の活動の活発化を促進するため研究会を開催する。

8. 戦略的連携組織支援事業

(1) 組合等への間接補助事業《情報企画課》《組織振興課》

地域の経営資源を有効活用した戦略的な取り組みを行い、明確な効果が見込める事業を行う組合等に対して補助する。

(2) 小規模組合支援事業《情報企画課》《組織振興課》

組合が取り組む、必要性・緊急性があり明確な事業効果が見込める事業について、中央会の指導と共に必要な支援を行う。

(3) 人材養成事業《情報企画課》

組合や業界の後継者育成が迫られている組合や小規模組合に対して、研究会の開催、専門家の派遣を実施し、組合等に必要とされる高度な人材を育成する。

(4) 組合活動戦略化モデル事業《組織振興課》

多様化する消費者ニーズに対応するため、中央会が緊急性が高く、意欲ある業界、組合を選抜した後、専門家をコーディネートし、必要かつ有効な活動を組合と共に調査・研究・アレンジしてモデル化する。

また、成功モデルを業界に普及することにより、業界全体の活性化にもつなげる。

(5) 組合コンプライアンス事業《組織振興課》

事務局が脆弱なため、組合運営事務の適切さを欠く組合に対して、専門家を伴って徹底的に事務の検査等を行い、組合運営の健全性を確保すると共に、問題点の解決を図る。

(6) 地場産品ブランディング支援事業《情報企画課》

昔ながらの地場産品や地場産業を活かして新たに開発した地域産品を有する組合や任意グループを対象とし、対象産品について、商品としての分析を行うとともに、市場調査等を実施し、地域ぐるみによる販路拡大、販売促進方法研究し、構築する。

II 特定指導事業

1. 小企業者組織化指導事業

(1) 小企業者組織化特別指導《組織振興課》

小企業者組合及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等につき実地指導相談等を行うと共に実態を把握し、対応策の検討を行う。

(2) 小企業者組織化特別講習会の開催《組織振興課》

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等の講習会を開催する。

(3) 組合研究集会に対する助成《組織振興課》

小企業者組合が行う組織強化、運営の向上、事業の発展向上のための組合研究集会に対して助成する。

(4) モデル組合の指定及び助成《組織振興課》

小企業者組合のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定すると共に、教育情報提供事業及び他の小企業者組合に対する成果普及事業に対し助成する。

2. 調査研究事業《組織振興課》

特定指導事業推進及び成果向上のための調査研究を行う。

Ⅲ 協同組合等強化事業

1. 組織支援事業

(1) 組合設立支援

組合等の設立にあたり、組織化の意義、法、制度、運営方法等について十分な理解を得るため、関係機関との連携を図りつつ支援体制の強化を図る。又、必要な資料の整備を行う。

(2) 組織化強化事業

① 業界及び地域経済の現況並びに今後の動向等を把握すると共に、随時、関係機関との連絡調整を図る。

② 中小企業関係組合制度の普及と組織化の意義、必要性を周知徹底させると共に全般的な支援を行う。

③ 既設組合の体質強化と運営の円滑化を図るため、各種相談に応ずる。

④ 組合の組織、運営、管理等に関する諸問題の相談について、迅速に対応し早期に解決を図るため、支援体制の拡充強化を図る。

(3) 近代化促進事業《組織振興課》

① 業界及び地域経済を把握すると共に、随時、関係諸機関と協議、研究会を開催し、その調整を図る。

② 近代化諸制度の周知を図ると共に計画組合の事業内容を調査・指導し研究会等を実施、その円滑化を図る。

(4) 小規模組合、産地組合振興対策《組織振興課》

地域経済社会において小規模組合、産地組合は重要な役割を担っており、これら組合の活性化は地域振興に不可欠である。このためこれら組合の健全な育成を図るため、きめ細かな支援に努める。

又、小規模組合に対しては、運営が軌道に乗る間、継続支援が必要であり、これの強化に努める。

(5) 金融支援事業《情報企画課》

① 商工中金並びに政府系金融機関との連絡を密にし、組合並びに組合員の金融の円滑化を図る。

② 中小企業、組合等の財政基盤確立のため各種金融制度、保証制度等の有効活用が重要であり、これら制度の普及を図る。

③ 各種金融制度並びに保証制度の周知を図るため、資料の作成・普及、懇談会及び実務研修会等を開催する。

(6) 高度化推進事業《組織振興課》

高度化及び経営革新事業の計画組合等に対して専門家を活用し、関係機関と連絡調整をとりながら、その内容等について調査研究し、効果的な事業実施を支援する。

又、高度化事業をすでに実施している組合に対し、その運営状況等の実態を調査するとともに、円滑な運営を確保するための支援を行う。

(7) 労働支援事業《組織振興課》

組合並びに組合員の労働環境の改善を図るべく、現地での指導強化と共に、労確法をはじめ労働関係諸制度の周知に努める。

(8) 経営改善支援事業《組織振興課》

組合及び組合員企業が経営環境の変化に適時適切に対応し活性化するための定期及び移動相談窓口を

設置、専門家又は指導員による集中的アドバイスを実施する。又、関係資料等の整備も併せ行う。

(9) 地域中小商業対策《組織振興課》

景気の低迷、消費者ニーズの多様化、大型店の進出等に伴う商業環境の変化に対応するため、商店街、業界単位で取り組む組合に対し研究会、情報提供等を通じ支援する。

(10) 共済制度推進事業《指導調整担当次長》

中小企業倒産防止共済制度を始めとする各種共済制度の普及と加入促進を図り、中小企業経営の安定を図る。又、倒産防止共済復託団体の育成強化を図る。

2. 人材養成事業《総務課》

組合役職員を対象に経済・社会・労働等に関する研修会を開催する他、組合が行う講習会、研修会等に対し、講師を斡旋、資料を配布し、その内容の充実を図る。又、組合役職員及び中央会職員が先進事例を視察研修することにより、業界育成と指導員の資質の向上を図る。

3. 調査研究事業

(1) 調査事業《総務課》

- ①中小企業及び組合の健全な発展のため必要な事項について調査を実施、必要に応じ研究会を開催する。
- ②中小企業関係組合の実態を把握し、今後の組合支援と組織化を促進するため調査を実施し団体名簿を作成する。
- ③各種の制度金融、保証制度及び政府系金融機関等に関する知識の普及を図るための手引書を作成し、配布する。

(2) 資料刊行事業《情報企画課》

- ①中小企業関係の各種情報を収集、又は加工し、会報及び資料等として発行する。
- ②中小企業や組合等の運営に必要な各種情報を、行政庁、業界団体、研究機関等より収集整理し、情報誌として随時発行する。

4. 振興事業

(1) 中小企業振興事業

- ①組合業務の啓蒙等を行うため地域代表者との懇談会を開催する。《総務課》
- ②優良組合、組合功労者等の表彰を行うことにより意識の高揚を図る。《総務課》
- ③中小企業施策拡充のため全国大会及び全国会議へ参加する。《情報企画課》

(2) 企画調整事業《総務課》

組合の安定的発展を図るため、業種あるいは目的別の委員会を設置、研究討議を行う。

(3) 組合等交流促進事業《組織振興課》

地域内組合及び異業種間の交流を通じて、組合が抱える諸問題や地域振興対策等について情報の交換を行うことにより、新商品、新市場の開拓と組合代表者の人的交流の拡大を図る。

(4) 厚生事業《総務課》

組合及び組合員企業に従事する従業員の福利向上のため各種厚生事業を行う。

5. 組合等経営戦略相談支援事業《総務課》

経済社会の国際化、高度情報化、技術革新、高齢化の進展に伴い、中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しているが、こうした環境変化に対応し、経営革新、創業の推進、活路開拓、組織の活性化を図るため、各種の情報収集に努めるとともに組合等に対して、中央会役職員等による経営戦略相談・支援事業を行う。

6. 組合青年部強化支援事業

青年中央会では、青年部間の交流事業及び研修事業等により自己研鑽と能力開発に努めているが、今

後、県産業界の中核を担うためには、これまで以上に経営能力向上のための取り組みが必要であり次の事業を実施する。

(1) 青年経営者能力強化事業《情報企画課》

各青年部の実態について必要の都度種々調査を行い、組合青年経営者の更なる資質の向上と経営能力の開発を図ることを目的に、研究会等を開催する。

(2) 青年部連携強化事業《情報企画課》

各青年部間の交流を促進し、相互が抱えている業界の問題点や経験等について意見交換を行い、その問題解決を図ることを目的に、グループ懇談会を開催する。その結果によっては、新分野進出、新製品開発等の研究会を開催する。又、他県の青年部との交流を推進する。

7. 協同組合国際化推進事業《総務課》

中小企業の国際化を推進するため、海外投資についての情報を組合等を通して提供するとともに、その知識、ノウハウを研究会の開催、専門家の派遣、現地調査の協力等を通して指導する。又、中小流通業者が海外商品の調達力の強化、輸入の円滑化を図るには共同で取り組むことが効果的であり、その体制作りについても支援する。あわせて外国人研修生の受入れを希望する組合に対し、受入れのための情報、問題点等を事例を含めて提供するとともに、必要に応じ現地調査を実施する。

8. 環境適応対策事業《情報企画課》

近年、産業廃棄物の適正処理と資源リサイクルが大きな問題となっていることから、組合を通じてその実態調査を行うとともに、関係法令の周知徹底を図り、その意識高揚を行う。又、業種単位、地域単位でのリサイクル事業についての研究会の開催、先進地事例調査を行う。

9. 組合女性部強化支援事業《組織振興課》

激変する中小企業経営環境の中、各業界において女性の活躍は必要不可欠であることから、女性中央会では組合女性部の設置を推進し、女性部間の連携交流並びに研修を通じた自己研鑽を強力に支援することにより、それぞれの組織の活性化を図るべく、次の事業を実施する。

(1) 女性経営者能力開発事業《組織振興課》

組合女性部の結成、活性化を推進するためには、リーダーとなる女性経営者の育成が肝要であることから、女性経営者を対象とした研究会・研修会を開催する。

(2) 組合女性部連携強化事業《組織振興課》

組合女性部間の連携交流を促進し、その活動内容並びに相互の抱える問題等について意見交換を行うなど、相互啓発と連携強化を図るため実施する。

(3) 組合女性部啓蒙推進事業《組織振興課》

組合女性部の啓蒙普及と組織化を促進するために、各種参考資料を作成提供するとともに、地域別の懇談会を開催する。

10. 中小企業産業別新世紀支援指針策定事業《プロジェクト推進室長》

中小企業経営環境は、技術革新、急速な情報化並びに国際化の進展、環境・エネルギー問題への対応策等大きく変化しており、幾多の課題が山積する中、国においては中小企業基本法の大幅な改正、施策の見直しが行われ、中小企業並びに組合では新世紀を迎え、早急な対応が求められている。この様な状況に鑑み、21世紀に向けての新たな連携策並びに支援策について専門家を交え業種別に検討、指針として策定し、中小企業及び組合の経営革新、創業等への支援機能の強化を図る。

IV 地域求職活動援助事業《プロジェクト推進室長》

雇用情勢が引き続き悪化している中、求人数は全体として若干増加傾向にあるものの、失業率は依然として悪化傾向にある。その反面、職業能力の不一致、情報の不完全、求職者の企業選好等、自社の周知を図る機会が少ない中小企業は、誤ったイメージをもたれていることが少なくない。地場企業の活力を

維持し、その中核をなす中小企業がそれぞれ成長発展する為には、新規学校卒業者等多くの求職者の中から、企業の求める能力・有資格者等の優秀な人材を適時適切に雇用し、企業活動の活性化の中に生かしてゆくことが最重要課題である。こうしたことから、県内の実情に配慮しながら、組合、県・各市町村並びに関係機関のネットワークを活用することにより、新たな雇用機会の確保に資することを目的に合同企業説明会を開催するものである。又、併せて国・県等の労働関係施策活用の推進を行う。

V 65歳雇用導入プロジェクト 《プロジェクト推進室長》

本格的な高齢化社会の到来を迎え、厚生年金の支給開始年齢の引上げが行われるなどの状況の中、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図ることが努力義務となっている。

個々の企業において実際に65歳までの継続雇用制度の導入がなされるよう推進し、65歳までの継続雇用制度導入比率の向上を図る。

VI 中小企業景況調査事業 《情報企画課》

組合役職員に調査を依頼し、地域・業種・規模別等の中小企業の景況並びに経済活動について定期的に収集、集計分析し中小企業施策及び企業経営の資料として活用する。

VII 日本版デュアルシステム・コーディネート事業 《プロジェクト推進室長》

若年者の就業関係が厳しい中、学校から職業生活に移行する過程において、座学教育と実務教育との組み合わせ（デュアルシステム）による実践的な職業能力の習得を目指すため、企業実務訓練の受入企業と専修学校との連絡調整を行うコーディネーターを配置するとともに企業等に対する普及啓蒙等を行う。

VIII ワークライフバランス塾の開催 《指導調整担当次長》

次世代育成支援対策推進法により、中小企業の行動計画の策定が努力義務とされていることから、県内中小企業に対し、雇用環境の整備を行い企業のイメージアップや、優秀な労働者の確保、定着を図るための行動計画の策定を促すため、ワークライフバランス塾を開催する。

IX 労働時間等設定改善援助事業 《プロジェクト推進室長》

中小企業における労働時間等の設定の改善を促進するため、中央会に「労働時間設定改善アドバイザー」を配置し、中小企業集団及びその構成事業場に対して労働時間等設定改善指針に定められている事項（実施体制の整備、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、所定外労働の削減等）についての助言・指導等を行う。

X 官公需情報収集・提供事業 《組織振興課》

国等の官公需に係る競争入札参加資格申請受付情報等を収集し、官公需適格組合制度の円滑な運営を図るため審査諮問委員会へ出席するとともに、中小企業組合等に対して情報を提供する。

XI 全国女性経営者等全国講習会 《組織振興課》

全国の中小企業女性経営者及び中小企業組合等の女性役職員が一同に会し、女性経営者等の資質向上、企業活動の強化及び組合女性部の組織強化を図り、さらには、ビジネスサポートを行うことを目的に講習会を開催する。

平成 18 年度 中央会事務局組織図

[事 務 局]

専務理事
小山 秀昭

事務局 長
近藤 保夫

参 事
吉川 達彦

次長(事業統括)
中村 吉孝

次長(総務統括)
西 祥一郎

指導調整担当次長
広沢 昇一

プロジェクト推進室
担当次長 河村幸信
(兼)室長

組織振興課
課長補佐(グループリーダー) 岩倉和博
課長補佐 高邑俊生
主 事 梶川嘉彦
主 事 元木康博

情報企画課
課長補佐(グループリーダー) 吉田 貴
課長補佐 見谷貴夫
係 長 表 真美
主 事 藤田祥一郎

総 務 課
課長補佐(グループリーダー) 深見正裕
課長補佐 保志場千秋
主 事 遠藤正樹
主 事 新谷めぐみ

(担当業種)
金融・保険・不動産、サービス業、
卸売業・小売業、異業種、
生活衛生同業組合、商店街振興組合、
商店街振興組合連合会

(担当業種)
農林水産、建設業、食料品、繊維、
木材・木製品、家具・装備品出版・印刷、
伝統産業、運輸・通信、鉄鋼機械、
窯業・土石、その他製造業

PL保険、共済制度
各種届出の指導・整備・管理

第6回 中央会女性部通常総会開催される

中央会女性部の第6回目の通常総会が5月17日（水）ホテル日航金沢において、来賓として石川県中小企業団体中央会 五嶋耕太郎会長を迎え、42人の出席者のもと開催されました。

総会は、和田理事の進行により開催、山岸会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に山岸会長を選任し、第一号議案「平成17年度事業報告、収支決算並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成18年度事業計画並びに収支予算承認の件」、第三号議案「平成18年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」、第四号議案「組合関係女性経営者等全国講習会『レディース中央会全国フォーラム in 石川』開催決定について」、第五号議案「役員改選の件」、第六号議案「その他」の6議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

特に、10月12日に石川県で開催される組合関係女性経営者等全国講習会については、石川県を存分にアピールできる様、一致団結し協力しあうことが承認されました。

なお、新任の役員は下記の11名の方々です。

総会に引き続き、株式会社日本海コンサルタント計画部長 埴 正浩 氏を迎え、「金沢新道路網の今後と経済変化」についての研修会が行われました。

交通の流れの変化を把握し、今後の人の動き、物流、観光への期待と変化はチャンスに変えられることを学び、大変有意義な研修会となりました。

その後、別室に移り、和気藹々の雰囲気の中、交流会が開催されました。

平成18年度中央会女性部役員

会 長	山 岸 淑 子	堅町商店街振興組合 マムの会
副会長	山 本 和 栄	小松織物工業協同組合 ラ・クロス・アミカ
副会長	安 藤 喜代子	金沢市湯涌温泉観光事業協同組合 かたくり会
副会長	米 山 正 子	輪島温泉観光旅館協同組合 おかみの会
理 事	谷 崎 年 子	石川県女性交流開発協同組合
理 事	須 谷 正 代	山中温泉旅館協同組合 山中温泉ぼたん会
理 事	沢 本 外志美	石川県自動車整備商工組合 石川県女性整備士会
理 事	山 岸 春 美	安原工場団地協同組合 桜梅桃梨の会
理 事	吉 田 美 喜	山代温泉旅館協同組合 織比咩会
監 事	小 西 千賀子	ウイング北陸総合衣料商業協同組合 ウイング奥様会
監 事	津 田 澄 子	輪島漆器商工業協同組合 婦人部



山岸会長挨拶



総会風景

平成 17 年度 県内新設組合のご紹介

平成 17 年度、県内において 13 組合が新たに設立されました。組合の概要をご紹介します。

(順不同)

名 称	業 種	地 区	組合員数 (人)	出資金 (千円)	事務所所在地	代表者名
根 上 ス タ ン プ 会 協 同 組 合	小売業	能美市	55	3,300	能美市大成町ト98番地	中尾 敏弘
か ほ く オ フ ィ ス 家 具 協 同 組 合	小売業	かほく市	9	900	かほく市高松ソ13番地	岩井 武由
加 賀 白 山 麓 観 光 ネ ッ ト フ ー ク 協 同 組 合	宿泊業 一般飲食業 農業	白山市 小松市 加賀市 能美市他	10	1,400	白山市吉野春29番地	橋本 孝一
石 川 県 映 像 事 業 協 同 組 合	映像情報製 作・配給業	金沢市	13	2,200	金沢市松島2丁目191番地	笠松 道雄
協 同 組 合 会 総 合 設 備 保 安 協 会	サービス業	金沢市 小松市 白山市 能美市	7	1,000	金沢市泉本町2丁目141番地	山崎 勝昭
石 川 県 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 施 工 業 協 同 組 合	建設業	石川県	21	1,400	金沢市福久町ハ22番地2	小林 明雄
ビ ジ ネ ス ア シ ス ト 協 同 組 合	異業種	金沢市 七尾市 小松市 白山市他	12	1,500	金沢市南森本町ホ30番1号	藏野 高
コ ス モ 協 同 組 合	異業種	金沢市 小松市 七尾市 かほく市他	18	2,880	河北郡津幡町太田ハ86番地1	原島 康彦
白 山 市 管 工 事 協 同 組 合	建設業	白山市	31	7,750	白山市倉光1丁目147番地	中西 光三
金 沢 ・ 加 賀 蒔 絵 振 興 事 業 協 同 組 合	異業種	金沢市 白山市	6	2,200	金沢市尾張町1丁目10番30号	吉井 健司
北 陸 カ ー ゴ 軽 自 動 車 運 送 協 同 組 合	貨物軽自動 車運送業	石川県 富山県	8	5,000	金沢市馬替3丁目161番地5	川島 誠
白 山 運 送 事 業 協 同 組 合	異業種	金沢市	4	4,000	白山市森島町ウ181番地3	鷺 佳憲
北 陸 ギ フ ト サ ポ ー ト 協 同 組 合	小売業	金沢市 白山市 加賀市 輪島市他	15	750	金沢市北安江1丁目3番24号	岩井 嘉樹

第 58 回中小企業全国大会（東京都）開催のご案内

●キャッチフレーズ：「広げよう連携の絆 新たなる飛躍のとき」

◇開催期日：平成 18 年 10 月 19 日（木）13 時 30 分～16 時 30 分

◇開催会場：渋谷公会堂 東京都渋谷区宇田川町 1-1

来賓	関係大臣、政党代表、中央関係機関の長
内容	議事（議案審議、意見発表、決議） 宣言 祝辞 表彰式（優良組合、組合功労者、中央会優秀専従者）
参加者	約 2,000 名

レディース中央会全国フォーラム in 石川 開催のお知らせ

本年 10 月 11 日（水）、12 日（木）の 2 日間にわたり、中小企業の女性経営者及び中小企業組合等の女性役員等が一同に会し、ビジネス成功のための情報交換や情報相互提供を行い、各女性経営者の資質向上と企業活動の強化及び組合女性部の組織強化を図っていくことを目的に、「レディース中央会全国フォーラム in 石川」として、全国講習会を全県下で開催されることになりました。

この機会に全国の女性部のみなさまとの交流、女性部の意義の再確認と、女性部を設置されていない女性経営者のみなさまにも女性部を知っていただくため、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

☆ 主催	全国中小企業団体中央会、石川県中小企業団体中央会
☆ 共催	石川県中小企業団体中央会女性部
☆ 開催期日	平成 18 年 10 月 11 日（水）、12 日（木）
☆ 開催会場	11 日（地区研修会） 能登地区（七尾市）、金沢地区（金沢市）、加賀地区（小松市） 12 日（全体研修会） 金沢市（ホテル日航金沢）
☆ テーマ	女性による地域活性化と企業活動
☆ 日程	11 日（地区研修会） ・各地区の地域の活性化事例と伝統文化を研修 各地区とも概ね 15 時半～17 時ころまで 12 日（全体研修会） ・歓迎式典、基調講演、パネルトーク、交流懇親会 14 時～20 時ころまで

※なお、詳しいご案内は 7 月下旬に発表させていただきます。

65 歳雇用導入プロジェクト事業だより

一昨年から実施している「65 歳雇用導入プロジェクト」事業も最終年度に入り、引き続き各企業に対し普及啓蒙活動を行います。

各企業に対し、現在まで推進活動を実施してきた結果、継続雇用を実施している企業の導入比率も 80% 以上達成しました。

又、改正法の施行も今年度の 4 月 1 日からとなっていますが未実施企業も若干ありますので引き続き推進活動に努めていく所存です。

昨年度も継続雇用で実績をあげている先進企業の視察調査を実施しました。その視察調査内容を紹介します。

- 【訪問先】** 南愛知タウンサービス株式会社
【所在地】 愛知県半田市川崎町 1 丁目 1 番地
【代表者名】 代表取締役社長 簡野 豊治
【業 種】 総合サービス業（缶コーヒー自販機の整備事業、給食・仕出し等食品サービス事業、スポーツセンター・寮・社宅の運営管理、緑化事業）
【社員数】 350 人（正社員 61、受入出向社員 60、嘱託社員 8、パート社員 221）

会社の沿革

- 昭和 62 年 2 月 鉄鋼関連大手企業の出向者受け皿会社として設立。
昭和 62 年 4 月 施設管理、スポーツセンター、ジムサービス、営繕、緑化、物品販売、商事部、一般住宅向け建具張り替え事業開始。
昭和 63 年 4 月 ガスショップ（タウンサービス）営業開始。
平成 3 年 7 月 食品事業開始。
平成 6 年 7 月 自販機整備リニューアル事業開始。
平成 13 年 4 月 親会社の体育施設を会員制スポーツジムとしてリニューアル、営業開始。

会社概要

当社は大手鉄鋼関連企業の関連会社として、出向社員を受入れ、同企業の施設管理や社員サービスを行うことを目的に設立された。その後業容を拡大し、現在の自動販売機リニューアル事業、弁当・料理提供サービス、スポーツジム運営事業等を追加してきた。現在の社員構成は上記の通りだが、最近では鉄鋼業界の好況によって、出向社員受入は減少傾向にある。

視察対象である自販機リニューアル事業は、静岡県以西に設置されている約 7,000 台の S 社自販機の修理、整備再生を行っており、月間 400 台ほどの自販機を再生している。

雇用の継続について

・導入の経緯

会社設立時から大手企業の出向者を受け入れてきた経緯もあり、60歳で定年となった従業員（正社員）を65歳まで嘱託として再雇用する制度を平成8年度に実施した。

・継続雇用の形態

従業員が60歳に達した時点でいったん退職してもらい、以後1年ごとの契約で嘱託として再雇用する。（退職金は60歳定年時点で精算する）現在は原則として希望者全員を対象としているが過去、一部に勤務態度の良好でない人もいたため、今後は事業部ごとに選択基準を設定し、就業規則に明示する予定である。

・シニアのための職場環境の整備

60歳以上の就業比率は現在約20%となっており、この数値を達成するために「地域高齢者能力活用職場開発支援事業（厚生労働省）」の受託団体となった半田商工会議所の平成13年度パイロット企業となり、職場環境の改善を種々行った。

もともと自販機の整備事業は、自販機の分解から完成検査・試験まで、一貫されたラインの流れ作業という性質上、高齢者は配置しにくい状況にあった。ラインは、200キロを超えるパレット上のワークがレールを移動して整備・補修がなされる。また、部品の補修、損傷の著しい函体の補修再生はラインから外され、オフラインで独自に作業がなされる。投入される自販機の種類は200以上、個々の整備・補修も千差万別で、精密部品も多く取り扱われる。これらの整備作業は腰を低くかがめたり、背伸び作業を強いられたり、また函体の内部作業では著しい照度不足などが見受けられ、改善が望まれた。

これらの作業の現状分析から以下のような改善が行われた。

- ライン構成の検討→分解と組込ラインを複線化し、重整備を対象としたライン構成を軽整備にも柔軟に対応できるようにした。
- リフターの導入→組込作業の姿勢改善のため、ワークを床上800mmまで上昇させるリフターを導入した。
- 作業場の照度向上→塗装ブースの照度を向上させた。また、キャスターつき移動照明の増設を行い局部作業時の照度を向上させた。
- パレットカバーの装着→塗装工程におけるワークとパレット固定用金物の固着を防ぐため、パレットカバーを創設した。（固着があるとワークをパレットから取り外すときにハンマーで叩く等作業性・作業姿勢に負担がかかる）
- 集塵機の吸引力向上→函体等の下地処理時、サンダーを使用してパテ等を削り平面に仕上げるが、このとき飛散する粉塵が、それまでの集塵機では十分に処理しきれていなかったため、吸引力を向上させて問題を解決した。
- サンディングマシンの改善→商標マーク除去のため湿式のサンディングマシンを使用していたが、湿式を乾式に改め、作業時間の短縮、環境の改善を図った。また、サンディングマシンのレイアウトを改善し、過酷な振動工具による手作業を機械化した。

この他に、今後は塗装ロボットの導入、ロゴマーク印刷の自動化などを予定している。

・ワークシェアリングによる多様な就労形態ニーズへの対応

シニアには、ゆとりある就労や賃金と年金受給との関係などさまざまなニーズがあるので、嘱託社員には希望に応じて50%就業パターン、70%就業パターンを設定してワークシェアリングによる新就業形態を実施している。50%就業パターンでは2人一組、70%就業パターンでは3人一組でユニットを作り、仕事をシェアしている。この制度を導入するために、60歳になる前に従業員の多能化を図っておく（組み合わせの柔軟度が増す）こと、前月までに組み合わせを提示するなどを実践している。これは、ユニット内の不協和音の回避にも役立っている。

県内の情報連絡員報告

■ 4月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	醤油の出荷量は前年同月に比べ大幅に減少した。しかし平成17年度の累計出荷量は前年に比べやや増加となった。
		パン・菓子製造業	入学シーズン等の影響から売上はやや増加した。
	繊維・同製品	織物業	全体的に原材料費の高騰から収益状況は悪化しているが、一部企業において景況の改善が見られる。
			特に変化は見られないが相変わらず厳しい状況で推移している。
		ねん糸製造業	ナイロンを中心としたスポーツ衣料及び車輛関係並びにエアバッグ等には依然と根強い需要があるものの、長繊維衣料分野においては依然として縮小均衡の過程を辿り、特に婦人衣料は大きく減退し、先行き長期低迷を余儀無くされる極めて厳しい状況下にある。その他某メーカーが4月出荷分からナイロンとポリエステル長繊維で値上げを実施した。今までメーカーが値上げを行い、産地業界が価格転嫁できたケースは少ない事からこの値上げがどのような影響を与えるか今後に注視したい。
		ニット生地製造業	2、3月は季節要因も加わった影響から荷動きは冴えなかったが、4月に入ってようやく荷動きが活発になってきた。
		その他の織物業	各卸商社の受注展示会が終わったが、受注状況が良くなく先行きが厳しい状況である。 4月度は昨年に比べ売上はほぼ横ばいとなったが、依然として底ばいの状態が続いている。期が変わってもこの傾向に変化は見られない。このまま厳しい状況が続くものと考えられる。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	前年同月に比べ需要が伸びた様に思われる。
			4月度は順当に需要が戻ったようである。
	窯業・土石製品	砕石製造業	4月の組合取扱い数量は、生コン向け出荷、合材用出荷のいずれも前年同月に比べわずかに増加となり全体量で4.8%の出荷増となった。生コン向けでは金沢地区が6.9%減少したが、南加賀地区は空港関連工事の影響から40.2%増加し、全体量を支えた形となった。
		陶磁器・同関連製品製造業	小売店の減少や消費者の購買意欲の低下等から、業界は苦戦を強いられている。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、4月末で前年同月比97%とマイナスの出荷量となった。4月の地区状況は、南加賀、鶴来・白峰、羽咋・鹿島、七尾地区がプラスとなったものの金沢、能登地区はマイナスで推移した。官公需や民需では官公需が相変わらず厳しく前年同月比85.3%、民需は活発に推移して前年同月比107.1%となった。石川県の生コンクリートの出荷量は8ヶ月連続でマイナスとなり、今年度も厳しい状況が予想される。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等	
製 造 業	窯業・土石製品	粘土かわら製造業	4月度の売上は前年同月比20%減で推移している。考えられる原因として天候が安定しなかった、葺替え工事が行えなかった、大雪の影響から修理作業が多かった(瓦を多く使わない)、新築着工数の減少等が考えられる。	
		鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	団地内企業は非常に活況であり好調を維持している。
		非鉄金属・同合金圧延業	前月と同様に特に変化は認められない。	
		鉄素形材製造業	平成17年度は過去5年間の中で最も生産量が高く前年に比べ生産量が10%増加した。自動車産業の好景気を踏まえた機械産業の好調が下支えしたものと考えられる。これからもこの好況の持続に期待するとともに、ユーザーのニーズに応えられる製品造りに努力していきたい。	
			前月同様各指標に変化は生じていない。但し、数ヶ月の実績を勘案するに、今後は売上高は横ばい又は下降する事も予想されている。加えて諸経費(石油等の高騰)の増加が生じており収益を圧迫している。	
		機械器具の生産	石油の値上げが材料の仕入れ価格に影響するのではないかと懸念される。	
	一般機器	機械、機械器具の製造又は加工修理	業種にバラツキはあるものの、総じて仕事量は増加傾向である。工作機械・建設機械の好調が全体の景気を下支えしている。唯一の問題点は人材が不足している事である。	
		繊維機械製造業	繊維機械の生産もようやく回復の傾向が見えてきた。工作機械、建設機械、その他一般機械等の需要は旺盛である。しかし、旧来からの発注先との工賃の値戻し・値上げ交渉は依然として厳しく各企業とも徐々に選別受注を模索している。	
		プレス、工作機械	機械金属業界全体は大きな変化も無く依然として好調である。工作機械業界は設備投資完了により増産体制が整った。納期は前月と同様にさらなる短縮を迫られている。	
		機械器具及び其の他金属製品の製造	公共事業関連等で一部伸び悩みの傾向が見られるが、自動車関係、電機関係、建設機械関係で需要が増加傾向になっている。鋼材加工関係や精密金型部品加工等でも受注が増加傾向にある。	
		機械金属、機械器具の製造	機械業界が好調の為、高水準の生産活動を継続している。生産効率向上運動の影響からロスが少ない操業が目につく。しかし銅合金鋳造業者は銅地金価格の高騰により収益を悪化させており、石油価格の上昇がどのように影響してくるか注視しなければならない。	
	その他の製造業	漆器製造業	新商品開発意欲の旺盛な一部企業には前年対比プラスのところもあるが、産地全体としては前月に引き続き前年対比10%弱の出荷額ダウンと見られる。椀や盆等のテーブルウェアからアクセサリ等に比重を移して制作を行う蒔絵師も多い。	
	非 製 造 業	卸売業	繊維品卸売業	景気回復が叫ばれているが、我が業界では感じる事が出来ない。依然として横ばいの状態が続いている。
			農畜産物・水産物卸売業	売上高の減少はまだ続いている。流通形態の変化により市場経由率がますます減少している。
一般機械器具卸売業			4月に入り石油価格の高騰から電線の基準ベースである銅が値上がりし、過去に無い電線の価格となっている。電気工事業界でも過去に受注した物件の材料が以前の価格で入らず、赤字に転落する可能性が出ている。今後の石油市場価格により難しい経営になりそうである。	

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	小売業	燃 料 小 売 業	4ヶ月連続で仕入高にもかかわらず末端価格の転嫁は不十分である。5月は大幅な仕入高アップで過去の未転嫁分も含め値上げは必至である。
		機 械 器 具 小 売 業	家電メーカー各社の液晶・PDPテレビ、DVDプレーヤーの春モデル新製品が発売され、これら製品に絞った展示会が実施されている。本年7月の「地上デジタルテレビ放送」開始を控え売上は好調である。但し、量販店での旧商品安値処分が行われており、新製品への値崩れの波及が懸念される。液晶・PDPテレビ、DVDが牽引となり売上の伸びは105%を見込んでいる。
		男 子 服 小 売 業 婦 人 ・ 子 供 服 小 売 業	春物の本格的な到来で期待感があったが、婦人全般及びイレナー（肌着）関係が伸びず苦戦。但し、寝具、紳士関係等で若干の伸びを見せた。また自店の僱事での努力により前年比98.8%で推移した。
		鮮 魚 小 売 業	今月は全般的に入荷量の少ない日が多かった。魚種も少ない為、仕入れを控える店もあった。業況についても活況であるとは言えない。連休明けからの稼働に期待したい。
		百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	4月の売上は予算比85.9%で前年比89.3%と大幅に下回った。原因の一つとして昨年の僱事の売上に比べ、今年は売上が減少した事が考えられる。また4月は予想以上に寒く、ファッション関係の春物商品の売れ行きが悪かった。日別でも後半は前年割れの日がほとんどであった。部門別ではファッション90.8%、服飾74.6%、生活雑貨96.9%、食品94.8%、飲食100%、サービスが90.8%となった。
		米 穀 類 小 売 業	例年4月以降は販売数量も若干伸びる傾向にあるが、実態は「家計消費」は前年同月比減少している。一般消費者向けの販売は伸びず、小売業者の廃業者が目立っている。
		他に分類されない その他の小売業	春の観光シーズンが到来となり、観光客も昨年に比べ増加している。ただガソリンの値上等から旅行の出控えになるのではと危惧している。
	商店街	近 江 町 市 場	大型連休の人手に期待をしている。
		尾 張 町	3月末の駆け込み売上で、伝票優先の品物がようやく納入されたものの、すでに売上は前月になっている。忙しいばかりで売上はちょっと、といった状況か。5月の連休は売上が止まるので少しきつい気がする。
	サービス業	旅 館 、 ホ テ ル	昨年は万博の影響等で宿泊客が減少したが、今年はやや出足が好調で、昨年に比べ宿泊客は増加している。
			オフ期に入り、GWや週末等のスポット的に混む日を中心に利用者の誘致を図り、底上げを目指す。
		自 動 車 整 備 業	4月は既存旅館や新規開業旅館ともに売上は増加した。旅館業界は全体的に売上は増加しているものの、消費額は低下傾向にあり景気回復感を感じる事は難しい。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	建設業	一般土木建築工事業	<p>建設工事の受注高は前年同月比 24.4%の減となった。内訳は民間土木は 4.1%減、民間建築は 35.0%の減となり民間としては 31.8%の減となった。公共土木は 17.3%の減、公共建築は 35.5%の減となり、公共としては 18.7%の減となった。</p> <p>公共工事の縮減による受注機会が減少するばかりである。またこれに伴う大手企業の進出、企業間の競争激化が起きており、不採算工事が増加している現状である。一方、原油価格高騰に伴う仕入単価の上昇等、人件費以外の経費の増加も影響し、苦しい状況が続いている。</p>
		板金・金物工事業	<p>3月以降、豪雪の影響から家屋の補修工事の受注が増え、景況は好転しつつあるが、全体的には受注単価は厳しく、地元の工務店や元受大工等の仕事は減少気味である。組合員の中にはバブル全盛の頃と比較する者が増えている。今後は営業活動を活発化した組合員には仕事も増える傾向にあると考える。</p>
		管工事業	<p>平成 17 年度のガス供給工事件数は前年に比べ 25.3%増加したが、給水装置工事件数は 5.5%減少となった。</p>
	運輸業	一般貨物自動車運送業	<p>軽油価格がまた値上げされた。どこまでこの値上げが続くのだろうか。運賃転嫁が 20%程度されたが焼け石に水の状態である。4月については1組合員企業が倒産してしまった。今後がますます心配される。</p> <p>軽油価格が上昇するも運賃価格になかなか転嫁できず収益状況は益々悪化している。運賃価格の値上げ実施に勇気を持って取り組むように組合員に指導を行っている。</p>
		一般乗用旅客自動車運送業	<p>天候の影響から今冬のタクシー輸送回数は全体的にはほぼ前年を上回った。しかし、近年の車両台数の大幅な増加が影響して1車当たりの運送収入は思うほど上がっていない。都市部の景気動向とはほど遠く、春先からは再び前年実績を下回る長期低落傾向が続いている。加えて、燃料費の高騰がこの先の展望を一層厳しいものにしていく。</p>



個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

*連絡先 (TEL) 076-267-7711

《日 程》

開催日	時間	内 容	専門相談員
6月16日(金)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭衛
7月20日(木)	13:00～15:00	法 律 相 談	弁護士 久保 雅史

《場 所》

金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室

主な事業

- (1) 求人開拓支援員の事業所訪問による求人確保。
- (2) 求人・就職に係わるニーズ調査を実施。
調査結果を分析・周知して雇用改善の参考に資する。
- (3) 求人情報の提供と合同面接会の開催。
- (4) 高卒就職予定者・専修学校就職予定者への
ビジネスマナー出前講座の実施。
- (5) 高齢者対応の雇用開発フォーラム開催。
- (6) 高齢離職予定者及び高齢求職者対象の
パソコン初級講座の実施。
- (7) ワークシェアリング普及アドバイザーによる
ワークシェアリングの普及啓発。
- (8) 再就職促進のためのホームページの充実。

国と地域労使が協力して、
雇用の改善と就職支援に努めています。

厚生労働省委託事業

石川県地域労使就職支援機構

〒920-0031 金沢市広岡2丁目7番31号 共済連第一ビル4階 TEL.076-265-1207 FAX.076-265-1208
E-mail:ishikawashien@dream.ocn.ne.jp http://www.ishikawa-shien.jp/

決算関係書類等の提出をお忘れなく

組合は法律の規定に基づき、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録をはじめとする財務諸表等を取りまとめた決算関係書類を、所管行政庁に提出しなければなりません。

また、役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときも、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

さらに、組合の定款を変更する場合は、所管行政庁へ定款変更の認可申請を行い、認可を得なければなりません。

《決算関係書類の提出について》

組合は、定款で定めるところにより、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回、通常総会を開催しなければなりません。また、組合は、毎事業年度の決算関係書類提出書を、通常総会開催の日から2週間以内に、所管行政庁に提出しなければなりません。

提出書類は、

1. 様式に基づく決算関係書類提出書
2. 事業報告書
3. 財産目録
4. 貸借対照表
5. 損益計算書
6. 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書類
7. 決算に係る通常総会議事録又は通常総代会議事録（謄本）

※決算関係書類の提出は、理事の義務です。

所管行政庁に対する決算関係書類の提出を怠った場合、行政庁による検査等の対象になります。

《役員変更届書の提出について》

役員の変更（氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更）があったときも、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。例えば、改選期の場合、全ての役員が再選されたとしても役員変更届を作成し、提出しなければなりません。

※ 代表理事の変更（同一人の重任・再任を含む）があった組合は、変更の日から2週間以内に、変更登記をしなければなりません。

《定款変更について》

事業を追加する、役員の定数を減少するなど定款を変更する場合は、所管行政庁の認可を必要とします。また、その内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、事前に所管行政庁又は中央会にご相談下さい。

各提出書類について、ご不明な点がございましたら、お気軽に中央会までお問い合わせ下さい。

TEL 076-267-7711 <http://www.icnet.or.jp> → **組合運営**